

今後の状況により、必要に応じて改定を行います。

令和5年6月22日

茨城県立美浦特別支援学校

「健康で安全・安心な体制整備」

登 下 校

- ・本人に発熱等の風邪症状や体調不良がある場合には登校せず自宅で休養する。
(本人、保護者の意向に基づかず検査を求めない、軽微な風邪症状をもって登校を一律に制限する必要はない)
- ・SB乗車時の手指消毒
- ・登校後、下校前の健康状態の把握
- ・登校後に発熱等の風邪症状がみられた場合の早期対応(通常の発熱等の対応と同様)

感染症対策

- ・マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ・健康観察、流水とせっけんでこまめな手洗い、アルコールによる手指消毒
- ・徹底して換気に取り組むことが必要、2方向の換気、10cm~20cm
(気候上可能な限り常時換気、もしくは30分に1回以上、少なくとも休憩時間に)
- ・CO2モニターにより二酸化炭素濃度を計測

業 動
授 活

- ・縦割り活動の再開
- ・歯磨き、仕上げ磨き再開
- ・児童生徒の清掃活動再開
- ・清掃活動後の手洗い・消毒の徹底
- ・教材・教具、用具の使用については使用前の手洗いや手指消毒
- ・歌唱は、換気を行い、一方向、もしくは距離を確保して行う。
- ・吹奏楽は、個人の楽器を使用し、換気を行い、一方向、もしくは距離を確保して行う
- ・調理実習については、当面の間、「個人で作ったものを個人で喫食」から始め、段階的にすすめる。会食時の感染予防対策（換気。当面の間、距離を確保、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えることを推奨。難しい場合は、ついたての使用等の工夫も考えられる）

食 給

- ・健康観察、手洗いの徹底、アルコールによる手指及び机等の消毒
 - ・運搬、配膳時の衛生管理の徹底
 - ・当面の間、食堂での喫食は行わない。
 - ・当面の間、児童生徒の食堂への入室は行わない。
 - ・児童生徒による配膳再開
 - ・児童生徒による下膳は当面の間、現在の形を維持
 - ・黙食の必要はない。
 - ・会食時の感染予防対策（換気。当面の間、距離を確保、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えることを推奨）
- 
- 

訪問教育

- ・ 家庭や病院、施設、主治医等と感染症対策や実施方法等について十分な協議
- ・ 感染状況を踏まえた指導内容、指導方法の工夫、オンライン授業の活用
- ・ 児童生徒の体調により柔軟に指導時間、指導回数を調整
- ・ 当面の間、担当職員のマスク着用の推奨

医ケアの
児童生徒
について

- ・ 家庭や病院、施設、主治医等と感染症対策や実施方法等について十分な協議
- ・ 看護職員、ケア担当職員の健康状態の確認
- ・ 保護者、看護職員、ケア担当職員間の十分な打ち合わせと共通理解
- ・ 感染状況を踏まえた指導内容、指導時間、指導回数の決定、オンライン授業の活用
- ・ 当面の間、担当職員のマスク着用の推奨

学校行事

- ・感染状況を踏まえた実施(感染流行時には内容、方法等の検討)

部 活 動

- ・道具の使用前に手洗い、手指消毒
- ・感染状況を踏まえた実施(感染流行時には内容、方法等の検討)

そ の 他

- ＜児童生徒等への指導＞
- ・感染症を正しく理解、判断、行動できるよう指導を行う。
- ＜児童生徒の出席停止の扱い＞
- ・感染が判明した場合
 - ・感染疑い、感染のおそれのある場合（校長判断）
- ＜不安で休ませたいと相談があった場合＞
- ・事情をよく聞き取り学校の対応について説明